

平成30年 第4回定例会

上里町農業委員会 会議録

平成30年4月25日(水)

平成30年 第4回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	平成30年4月25日(水)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：及川慶一 事務局係長：戸矢信男 主事：田島一成		書記	事務局主事 田島一成

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	×	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	×
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	○
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号5番 松本 初美 委員 議席番号6番 敷地 友好 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 田島主事 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、先月の定例会にて保留となった案件でございます。譲受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 4039㎡、青地および白地であり、地目は畑、受人の居住地から申請地までは約2.6km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は11,152㎡で、すべて自作でございます。先月の定例会後に申請人を呼び出しまして、詳しい現状を聞きました。申請人は現在アパート経営をしていて、そのアパートに入居している外国の方に、自国に帰国した際に役立てるため、農業を教えているとのことでした。現在、申請人と申請人の父親と、アパートに入居している外国の方2名の計4名で農業を行っているとのこと。このような経営形態について埼玉県農業会議に確認したところ、農地法3条の要件に違反していなければ内容は問わないため、問題はないとの回答を頂いております。作付作物は主にネギとのこと。機械についてですが、前回報告では耕うん機2台とのことでしたが、詳しく聞くと、大型の耕うん機2台に小型の耕うん機が3台、軽トラックを2台所有していて、農機具保管庫は大御堂にある</p>

<p>日程第3 議案第11号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>		<p>とのこと。前回の定例会で、農地で野焼きをしていたとのご報告がありましたが、申請人に確認したところ、申請人の兄が野焼きを行っていた過去があり、申請人が注意したことがあるとのこと。今後このようなことは行いませんという旨の経緯書を頂いております。また、宅地内に存在する農地部分については5条申請ではないかとの意見がございましたが、当該農地と宅地の間には公図上、道路敷地が存在しており、宅地とは分離されております。小さい面積であっても実際に農地として作付を行うのであれば、農地法3条の要件に違反はございません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手全員～</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。</p>	
<p>議 長</p>	<p>事務局による説明を求めます。</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、譲受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 46㎡、白地であり、地目は畑、受人の居住地から申請地までは約2.6km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は165,704㎡で、自作が155,704㎡、借受が10,000㎡でございます。従業者数は4人、機械に関してはトラクター7台、耕うん機3台、田植機2台、コンバイン2台、管理機10台、軽トラック6台を所有、農地法第3条第2項による審査に違反はなし、作付品目はネギ、白菜とのこと。譲受人は77歳の兼業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。取得後はネギ、白菜を作付予定とのことで</p>	

	<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>2番ですが、譲受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 203㎡、白地であり、地目は畑、受人の居住地から申請地までは約2.6km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は165,704㎡で、自作が155,704㎡、借受が10,000㎡でございます。従農者数は4人、機械に関してはトラクター7台、耕うん機3台、田植機2台、コンバイン2台、管理機10台、軽トラック6台を所有、農地法第3条第2項による審査に違反はなし、作付品目はネギ、白菜とのことです。譲受人は77歳の兼業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。取得後はネギ、白菜を作付予定とのことです。</p> <p>3番ですが、譲受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 計9886㎡、青地および白地であり、地目は田および畑、受人の居住地から申請地までは約0.6km、権利内容は贈与による所有権移転、受人の耕作面積は12,627㎡で、すべて自作でございます。従農者数は2人、機械に関してはトラクター1台、脱穀機1台、耕うん機1台、もみすり機1台、田植機1台、農業用自動車1台を所有、農地法第3条第2項による審査に違反はなし、作付品目は米麦とのことです。譲受人は63歳の兼業農家であり、生前一括贈与による所有権移転です。取得後は米麦を作付予定とのことです。</p> <p>4番ですが、譲受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 計6987㎡、青地であり、地目は畑、受人の居住地から申請地までは約2.4km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は165,704㎡で、自作が155,704㎡、借受が10,000㎡でございます。従農者数は4人、機械に関してはトラクター7台、耕うん機3台、田植機2台、コンバイン2台、管理機10台、軽トラック6台を所有、農地法第3条第2項による審査に違反はなし、作付品目はネギ、白菜とのことです。譲受人は77歳の兼業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。取得後はネギ、白菜を作付予定とのことです。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
--	------------	--

日程第4 議案第12号 農地法第4条の規定による 許可申請について	敷地 友好 委員	1番・2番について 譲受人の所有する農地に、ネギ捨て場となっている場所があります。最近3条で購入した農地についても現状では作付がされていないので、申請通り作付していただければと思います。
	事務局	現地確認ののち、必要があれば指導したいと思います。
	板垣 幸一 委員	3番について 問題ありません。
	川田 貴之 委員	4番について 問題ありません。
	議長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議長	日程第4 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。 事務局による説明を求めます
	事務局	農地法第4条の説明をさせていただきます。 1番ですが、東京都〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△

		<p>4 2 m²、地目は畑、転用目的は進入路兼作業用地、申請人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。国道17号と17号バイパスを結ぶ連絡道路が敷地にかかるため、新たに進入路と作業用地を確保するための申請です。</p> <p>2番ですが、大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 3 1 9 m²、地目は畑、転用目的は倉庫、申請人の職業は建設業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。町道の拡幅計画に伴い、既存の倉庫が計画線上にかかるため、代替地へ倉庫を建設するための申請です。</p> <p>3番ですが、大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1 0 2 2 m²、地目は畑、転用目的は長屋住宅、申請人の職業は無職、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。申請地周辺は住宅が密集している地域であり、また学校やスーパー等があることから、借家の需要が見込まれるための申請です。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>清水 晴保 委員 1番について 問題ありません。</p> <p>齋藤 直 委員 2番について 公共工事に伴う農地転用なので、問題ありません。</p> <p>和田山 玉彦委員 3番について 問題ありません。</p> <p>議 長 ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
--	--	---

日程第5 議案第13号 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第5 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 群馬県〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 500㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在アパート暮らしをしており、自己用住宅を建てるための申請です。 2番ですが、譲受人 北海道〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 2777㎡、地目は畑、権利内容は20年間の賃貸借権設定、転用目的は保育園及び児童クラブ、譲受人の職業は理事、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地周辺は、町内で児童の多い地区であることから、保育園と児童クラブを建設するための申請です。 3番ですが、譲受人 北海道〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 東京都〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 86㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は保育園及び児童クラブ、譲受人の職業は理事、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。2番と一体利用です。申請地周辺は、町内で児童の多い地区であることから、保育園と児童クラブを建設するための申請です。2番・3番については、保育園及び児童館建

日程第6 議案第14号 農用地利用集積計画（案） について		設についての地元説明会を実施していて、地元の同意を得ていると伺っております。
		以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	小林 進 委員	1番について 当該地は耕作放棄地に近い状態でしたので、解消されてよかったと思っております。問題ありません。
	和田山 玉彦委員	2番・3番について 地元地権者が納得しているとのことなので、問題ないかと思えます。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	敷地 友好 委員	2番と3番については、町の認可や、建設の見込みはどうか。
	事 務 局	国からの補助金の内示等が出ており、地元説明会でも特段の支障はなかったようです。
	議 長	他に質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第6 議案第14号 農用地利用集積計画（案）について提案いたします。事務局による説明を求めます。

<p>日程第7 議案第15号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分計画（案）に ついて</p>	<p>事 務 局</p>	<p>説明させていただきます。1ページ目の概要表には、全体の集計が記載してございます。1／6ページ～6／6ページには、新たに設定される貸借や、継続して設定される貸借が一筆毎に記載してあります。</p> <p>利用権設定を受けるものは、基盤法第18条により「全部適正管理」や「常時従事」、「機械」「人員」など、「下限面積」要件以外については農地法第3条と同様の農家要件が必要です。記載された農業者がそれらを満足する者であるかどうかについて、審査が必要となります。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり承認とすることに決定いたします。</p>
<p>日程第7 議案第15号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分計画（案）に ついて</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第7 議案第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
<p>日程第7 議案第15号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分計画（案）に ついて</p>	<p>事 務 局</p>	<p>本議案は、農地中間管理事業による農地の再配分に関する議案です。1番から8番まで8筆が記載されておりますが、こちらの筆は平成29年度に上里町にて施行した中部第二地区内のものです。1番から4番の筆を耕作していた方が5番から8番の筆を耕作し、5番から8番の筆を耕作していた方が1番から4番の筆を耕作したい旨の要望を受けましたので、提案させていただきました。今回の筆の再配分により、農地の集約化が進むかと思っております。慎重審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>日程第7 議案第15号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分計画（案）に ついて</p>	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>

<p>日程第8 議案第16号 上里農業振興地域整備計画 の「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」 について</p>	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり承認とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第8 議案第16号 上里農業振興地域整備計画の「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」 について、事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>【議案説明】 こちらの案件に関しては、農政商工係の岸主査より説明させていただきます。</p> <p>上里農業振興地域整備計画の地域の農業の振興に関する計画ですが、農振農用地、いわゆる青地を農振除外して分家住宅や資材置場等にする場合、農振法において圃場整備等事業の工事完了後8年を経過した土地であることと定めがあります。上里町の現状は土地改良事業による圃場整備等が完了し、土地利用条件はおおむね整っております。しかし、農業用水路等の改修、新設を行った国営神流川排水事業は平成25年度に工事完了の告示となりました。この工事完了の翌年度から起算して8年間はその受益地での農振除外ができません。これは上里町の農業振興地域の全域にわたる規模となっております。この状況の中で工事完了後8年間、農用地を除外して分家住宅を建てること等、農振除外を一切認めないということは、かえって町の農業と、集落地域の振興を著しく阻害することとなります。ですから今回の議案にあります上里農業振興整備計画を補完しつつ、施行規則第4条の4、第1項第27号において規定する当該計画を定め、例外的に農振除外を行うものであります。事案番号1から4について農振除外の案件ですので、当該計画を定めたということです。それではそれぞれの案件について、説明申し上げます。</p>

<p>日程第9 議案第17号 上里農業振興地域整備計画 の変更について</p>		<p>事案番号1ですが、所在地は大字〇〇 △△番地、登記簿地目現況地目ともに畑、面積は374㎡、除外目的は農家分家住宅、事業計画者は〇〇 〇〇氏であります。</p>
		<p>事案番号2ですが、所在地は大字〇〇 △△番地、登記簿地目現況地目ともに畑、面積は439㎡、除外目的は農家分家住宅、事業計画者は〇〇 〇〇氏であります。</p>
		<p>事案番号3ですが、所在地は大字〇〇 △△番地、登記簿地目現況地目ともに畑、面積は496㎡、除外目的は農家分家住宅、事業計画者は〇〇 〇〇氏であります。</p>
		<p>事案番号4ですが、所在地は大字〇〇 △△番地、登記簿地目現況地目ともに畑、面積は497㎡、除外目的は農家分家住宅、事業計画者は〇〇 〇〇氏であります。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第9 議案第17号 上里農業振興地域整備計画の変更について、事務局による説明を求めます。</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>【議案説明】 こちらの案件に関しても、農政商工係の岸主査より説明させていただきます。</p>	
	<p>上里農業振興地域整備計画の変更につきましては、随時申請を受け付けておりますが、処理期日としましては年2回1月と7月の15日が期限となっております。今回は平成30年1月申し出の案件となります。はじめに、農業振興地域整備計画でございますが、こちらは農業の振興を図ることが必要と認められる地域</p>	

		<p>について農業の健全な発展を図ることを目的に定められた、農地を守るための計画となります。農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、上里町が農業振興地域の整備計画を策定しています。農業振興地域内の農用地、いわゆる青地では、農地以外の土地利用が厳しく制限されております。しかしやむをえず農業以外に利用する場合、例外的に農振除外することができます。ただし除外するには農振法13条第2項の除外要件がすべて満たされていることが条件となります。内容は、農用地区域以外に代替性のある土地がないこと、つまり他の候補地として白地の農地、宅地や雑種地等がないこと、また農用地の集団性を損なわないもの、土地改良施設への支障がないこと等の要件のほか、農地転用の許可見込みがあること等、すべて満たされる場合がございます。一点、農業公共投資の公用確保についてという項目ですが、8年未経過となっておりますが、先ほどご審議いただきました通り、例外的に認める計画をご承認いただきましたので、支障なしとさせていただきます。また、用途区分の変更案件が1件ございますので、説明させていただきます。</p> <p>所在地は大字〇〇 △△番地、登記簿地目現況地目は田および畑、面積は1944㎡、変更前の用途は畑、変更後の用途は農業用施設用地、計画内容は農機具保管庫等、事業計画者は〇〇〇〇、農業利用及び土地改良への支障はありません。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>小林 進 委員 変更の事案1は、コンクリートを打つのですか。</p> <p>事 務 局 計画はビニールハウスで、砂利敷きです。</p> <p>和田山 玉彦委員 補助金で事業を行うのだと思いますが、砂利敷きでも大丈夫なのですか。</p> <p>事 務 局 自己資金で対応するときいております。</p>
--	--	--

[閉 会]	議 長	他に質疑がないようならば、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	議 長	～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。
	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

平成30年4月25日

議 長

印

(松本 初美 委員)

署 名 人

印

(敷地 友好 委員)

署 名 人

印